(2) 第12号議案 会館管理規則の改定(案)について

むさし府中商工会議所会館管理規則の一部改定について

規則変更は、利用者の利便性を考慮して、会館施設の貸出予約を WEB システム上から行 えるよう変更する事による。

○むさし府中商工会議所会館管理規則

略

	※アンダーラインは変更部分
改正前	改正後
(通則) 第1条 むさし府中商工会議所会館(以下「会館」という。)の施設の利用及び管理等に関する必要事項については、この規則の定めるところによる。	(通則) 第1条 むさし府中商工会議所会館(以下「会館」という。)の施設 <u>(別表1に定める施設の内、</u> テレワークスペースを除いた施設を「貸会議 室」という。)の利用及び管理等に関する必 要事項については、この規則の定めるところによる。
(目的) 第2条 会館の施設は、会議・講演会・講習会・各種 展示会・即売会その他の利用に供することを 目的とする。	(目的) 第2条 会館の施設は、会議・講演会・講習会・各種 展示会・即売会その他、 <u>または個人・事業所</u> 及び市内関係団体等を対象にテレワークス ペースの利用に供することを目的とする。
(施設等の申込) 第4条 会館の施設等の使用希望者は、むさし府中商工会議所が別に定める使用申込書を提出し、会頭の承認を得なければならない。 2 会館施設の使用申し込みをしようとするものは、使用日の6ヶ月前から使用日の1日前までの受付時間内に申し込みしなければならない。 ただし、使用日の6ヶ月前から使用日の1日前の日が休日に当るときは順次繰上げるものとする。 3	(施設等の申込) 第4条 会館の施設等の使用希望者は、 <u>原則</u> むさし府中商工会議所 <u>ホームページ内指定の申込フォームから申込するものとする。</u> 2 会館施設の使用申し込み <u>期間は、会員の</u> 場合は6カ月前より、非会員の場合は3ヶ月前より可能とする。なお、支払いは別表1に定めるものとする。 3 略

(領収金の返還)

第7条 領収した使用料は返還致しません。 ただし、次の場合は、その一部又は全部を返 還することができる。

(1) (2)

略

(3) 使用日の1ヵ月前までに取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の全額を、使用日の15日前までに取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の50%を返還致します。ただし、14日前より使用日当日間の取消し、又は変更については、領収した使用料は返還致しません。なお、取消し又は変更日が休日に当るときは順次繰上げるものとする。

(4)

略

(特別承認)

第8条 使用者が会館の施設等に特別の施設をしようとするときは、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第 11 条 会館の施設等の使用の際、建物・ 付属物・備品等を破損・汚損し、又は滅失し たときは、何人の所為であることを問わず、 使用責任者が賠償の責を負うものとする。

(報告義務)

第13条 使用者は、使用前に使用申請書を 商工会議所事務局に提示し、使用後は必ず終 了した旨を告げ、会館の施設等を明け渡さな ければならない。

(領収金の返還)

第7条 領収した使用料は返還致しません。 ただし、次の場合は、返還することができる。

(1)(2)

略

(3) 貸会議室は、使用日の 15 日前(土日祝 にあたる場合は前営業日までとする)までに、テレワークスペースは、使用日の8日前 (土日祝にあたる場合は前営業日までとする)までにホームページもしくは電話にて取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の全額を返還する。

(4)

略

(特別承認)

第8条 使用者が会館の施設等を<u>特別な目</u> <u>的で利用</u>しようとするときは、あらかじめ会 頭の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第 11 条 会館の施設等の使用の際、建物・ 付属物・備品等を破損・汚損し、又は滅失し たときは、何人の所為であることを問わず、 使用責任者が賠償の責を負うものとする。持 込み品の管理・保全は、利用者本人で行う。 盗難・汚損等についても責任を負いかねる。 又、荷物の発送、預かりは受け付けないもの とする。

(報告義務)

第13条 使用者は、使用前に<u>使用申請書等</u> の内容を商工会議所事務局に提示し、使用後 は必ず終了した旨を告げ、会館の施設等を明 け渡さなければならない。

(賃貸借契約期間)

第18条 施設の賃貸借期間は、賃貸借契約 締結日より2ヶ年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに双方協議の上、この契約を 更新又は延長することができる。

(賃貸借契約の取消)

第24条

略

(譲渡又は転貸の禁止)

第25条

略

(施設の改造等の禁止)

第 26 条

略

(施設の目的外利用禁止)

第27条

略

(賠償責任)

第28条

略

(雑則)

第29条

略

付 則

(賃貸借契約期間)

第 18 条 施設の賃貸借期間は、賃貸借契約 締結日より 2 ヶ年間とする。<u>ただし、期間満了の 6 カ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに 2 ヶ年間更新され、それ以後も同様とする。</u>

(駐車場の契約)

第24条 賃借人が駐車場の月極契約での利用を求める場合は、別表4に定める賃借料を支払の上、利用することができる。

(賃貸借契約の取消)

第 25 条

略

(譲渡又は転貸の禁止)

第 26 条

略

(施設の改造等の禁止)

第 27 条

略

(施設の目的外利用禁止)

第 28 条

略

(賠償責任)

第 29 条

略

(雑則)

第 30 条

略

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。 ただし、令和4年3月31日までに使用料が 支払われた場合は、適用しないものとする。